

「一定金額までの所得については税負担を課さない」とするための仕組み

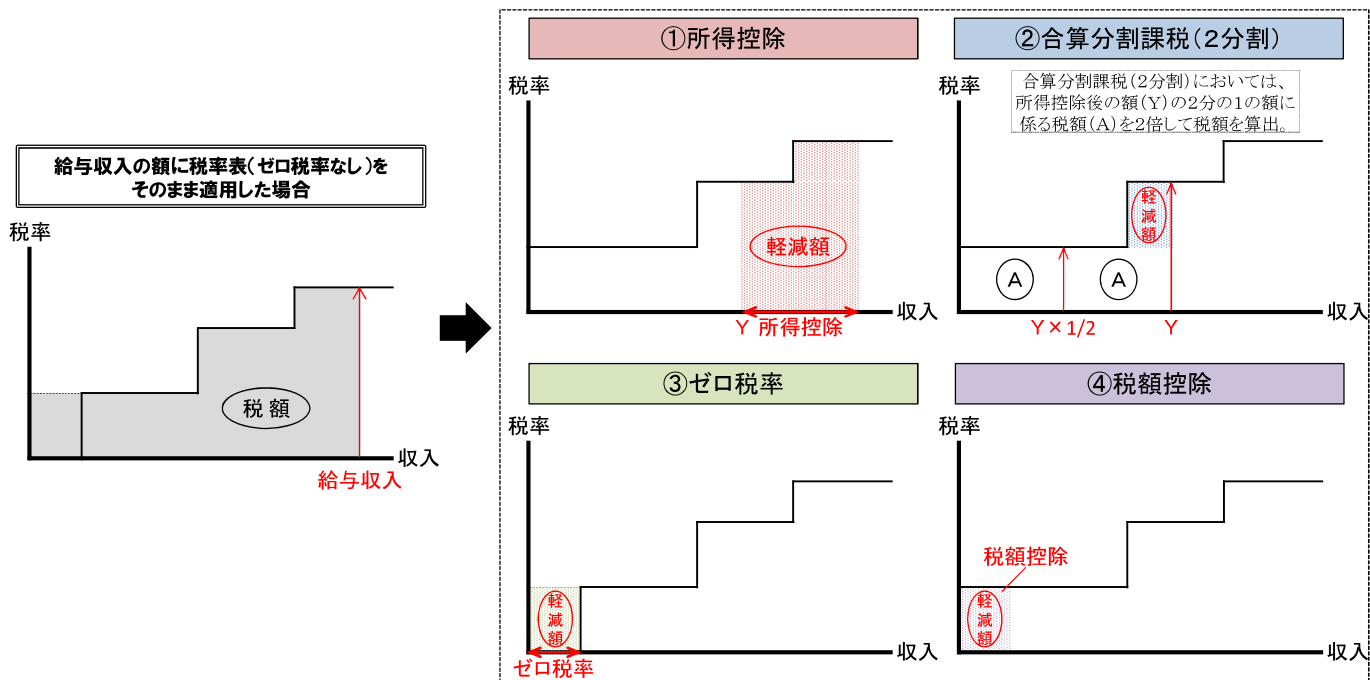
資料7

	○ 所得控除 (日本)	○ ゼロ税率 (ドイツ等)	○ 税額控除 (カナダ)	(参考) 所得控除 (アメリカ・イギリス)
(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 一定金額までの所得については、負担を求めないこととするため、所得金額から控除した上で累進税率を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得金額の全体に対して累進税率を適用。 一定金額までの所得については、負担を求めないこととするため、ゼロ税率を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得金額の全体に対して累進税率を適用。 その上で、一定の所得金額 (税率 (税負担) 軽減対象所得) に最低税率を乗じた金額を税額控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定金額以上の高所得者については、所得金額に控除なしで直接累進税率を適用。
(高所得者の場合)	<p>← 所得金額 →</p> <p>↓ 累進税率を適用</p> <p>← ... 所得控除</p>	<p>所得金額</p> <p>↓ ゼロ税率を適用</p> <p>← ... ゼロ税率対象所得</p>	<p>所得金額</p> <p>↓ 最低税率分、負担を軽減</p> <p>← ... 税率 (税負担) 軽減対象所得</p>	<p>← 所得金額 →</p> <p>↓</p> <p>← 軽減なし</p>
(低所得者の場合)	<p>← 所得金額 →</p> <p>↓ 累進税率を適用</p> <p>← ... 所得控除</p>	<p>所得金額</p> <p>↓ ゼロ税率を適用</p> <p>← ... ゼロ税率対象所得</p>	<p>所得金額</p> <p>↓ 最低税率分、負担を軽減</p> <p>← ... 税率 (税負担) 軽減対象所得</p>	<p>← 所得金額 →</p> <p>↓ 控除</p> <p>← ... 所得控除</p>
(効果)	<ul style="list-style-type: none"> 所得金額のうち一番高い税率が適用される部分が控除される。 控除による税負担軽減額は高所得者ほど大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得金額のうち最低税率が適用される部分から所得控除を行うのと同じ結果。 税負担軽減額は所得水準によらず一定。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得金額のうち最低税率が適用される部分から所得控除を行うのと同じ結果。 税負担軽減額は所得水準によらず一定。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定金額以上の高所得者以外は、所得控除 (日本) と同じ結果。 控除による税負担軽減額は一定金額以上の高所得者には生じない。

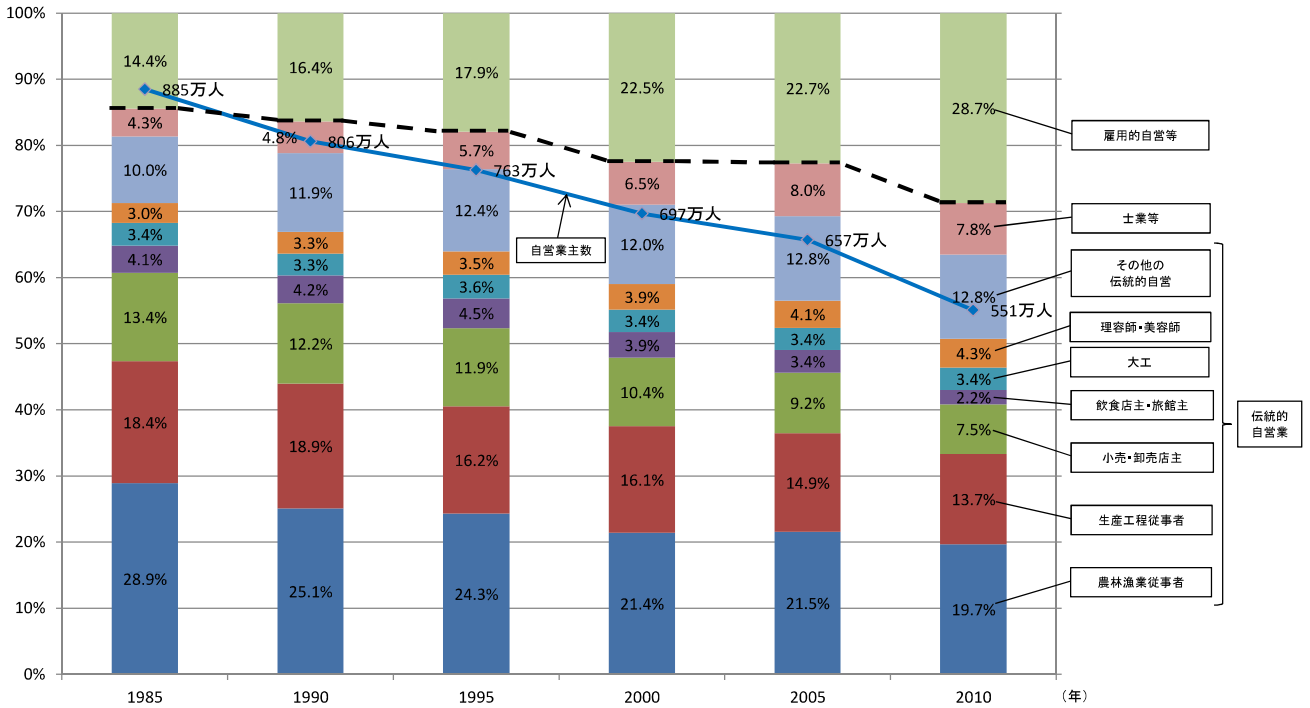
所得税における負担調整制度の効果 (イメージ)

資料8

- 主要諸外国における所得税の負担調整制度としては、①所得控除、②合算分割課税、③ゼロ税率及び④税額控除が存在。
- 給与収入の額に税率表 (ゼロ税率なし) をそのまま適用した場合の税負担額と比較すると、①~④の諸制度によって税負担額が調整されることとなるが、どの制度を用いて税負担を調整することとしているかは各国によって異なる。



○ 自営業主を職種別で見ると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員など、使用従属性が高く雇用者に近い、いわゆる「雇用的自営業」の割合が増加している。

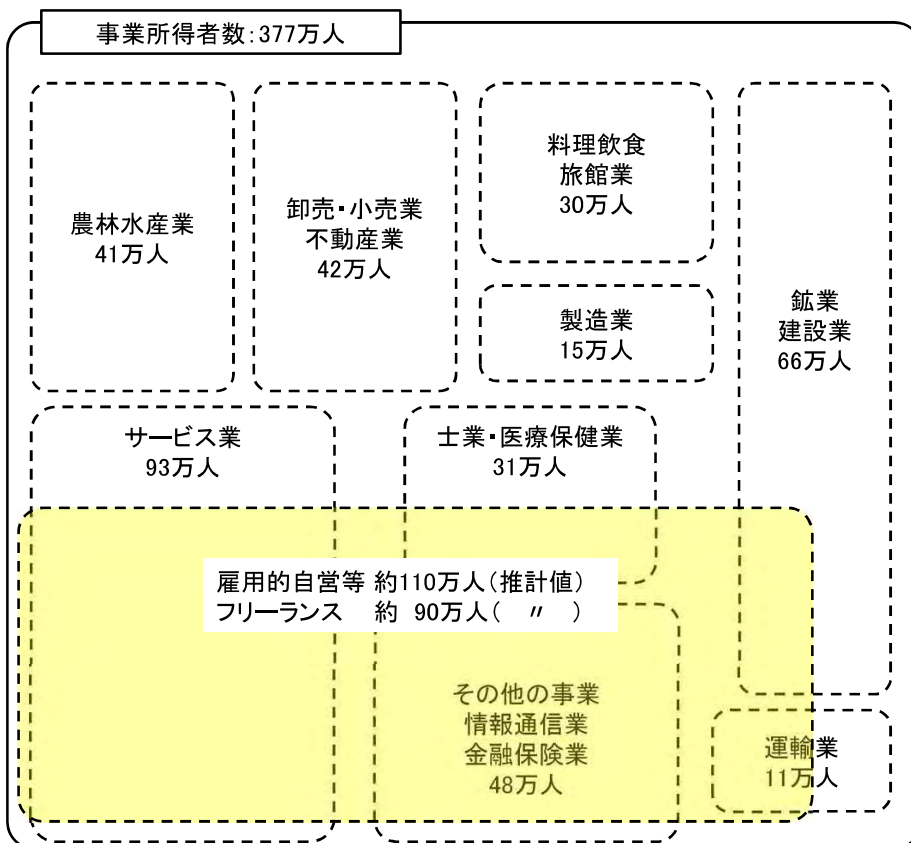


(出所)総務省「国勢調査」

(注1)「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「土業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

(注2)「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。

事業所得者と「雇用的自営業」等との関係(イメージ)



○ 事業所得者数 377万人

税額あり: 162万人
選付: 83万人
税額なし: 132万人

(出典)国税庁「国税庁統計年報書(平成25年分)」

(注1)「事業所得者」とは、所得税の申告等を行った個人のうち、事業所得の金額が他のいずれの所得の金額よりも大きい人をいう。
(注2)「税額」とは、申告納税額をいう。

○ 「雇用的自営業」である事業所得者の人数(推計値)

約110万人

(備考)「雇用的自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性(労働者性)の高い自営業主が多く含まれる職種をいう(山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料))。

(注)上記の人数は「雇用的自営業」の個人業主数(約158万人)(総務省「国勢調査」)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。

○ 「フリーランス」である事業所得者の人数(推計値)

約90万人

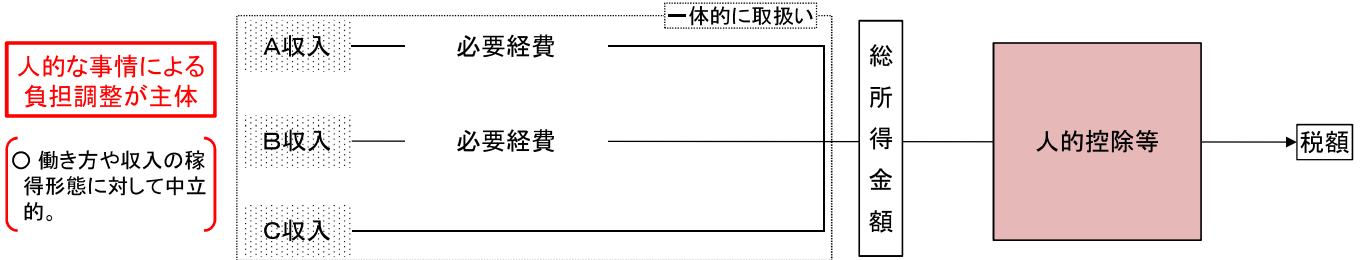
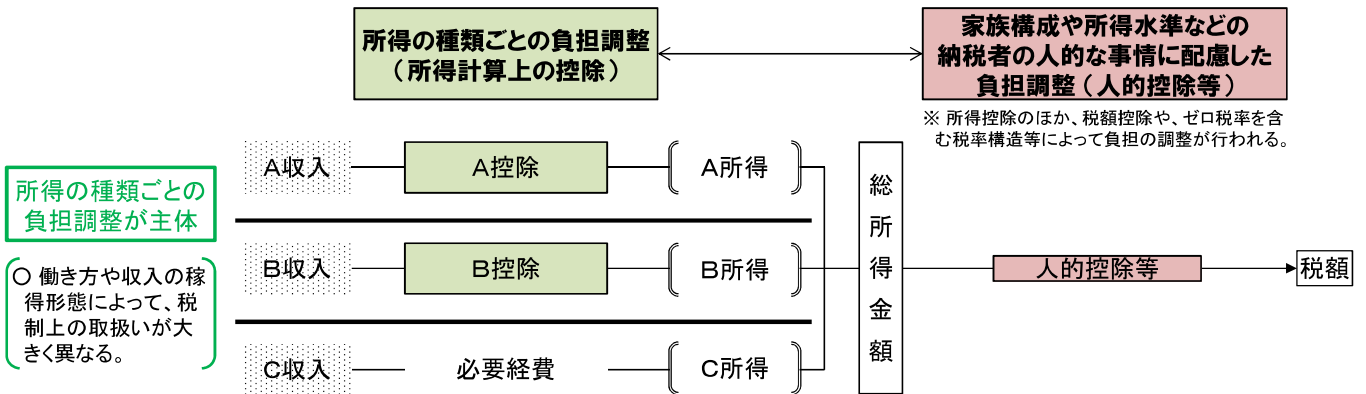
(注)リクルートワークス研究所「フリーランス調査」(2015年)における「フリーランス」の人数(約127万人)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。

「フリーランス」とは、①個人事業主としての収入が主体、②誰も雇用していない、③農林水産業・小売業・飲食業・運送/包装業・土木/建設業以外、④実店舗を保有していない、という条件を満たす18歳以上の男女とされている。

(※)事業所得者比率とは、自営業主数(551万人)に占める事業所得者数(377万人)の割合(68.4%)をいう。

税負担の調整のあり方(イメージ)

- 税負担の調整に当たっては、
 - ・ 各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
 - ・ 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。



就労形態等ごとの社会保障制度・税制の適用関係(イメージ)

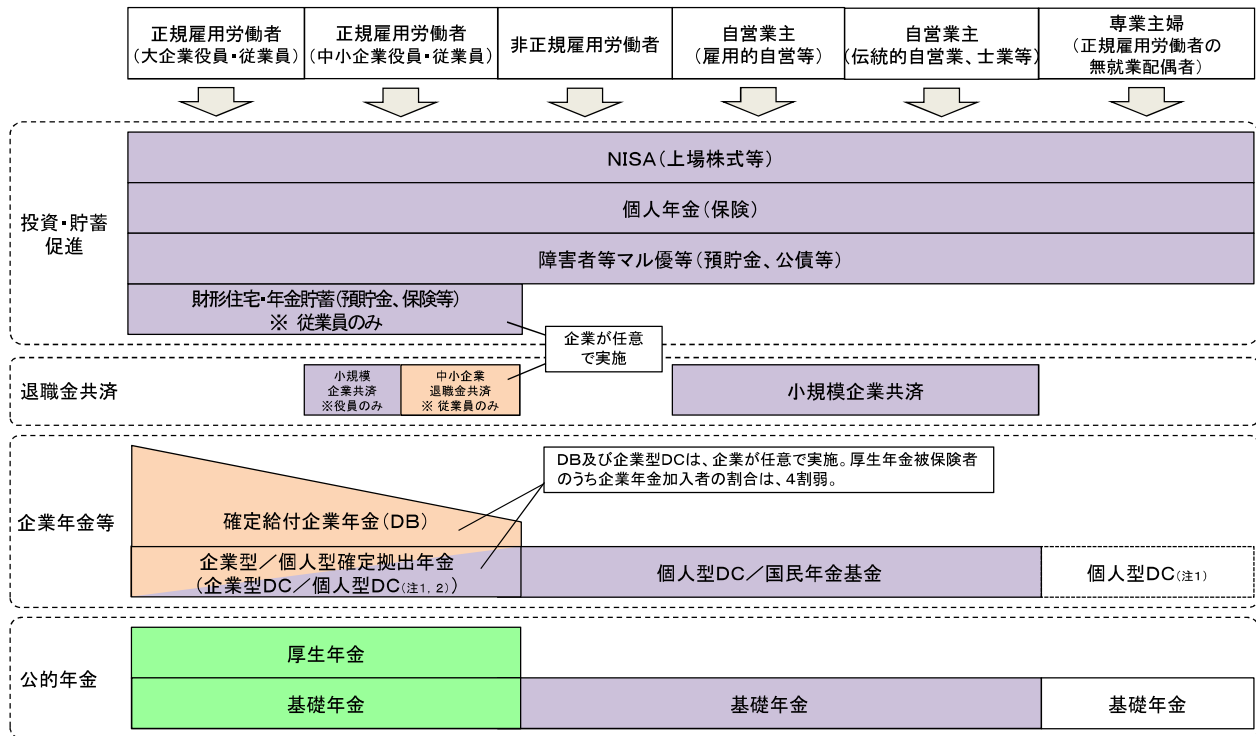
	正規雇用労働者 (大企業役員・従業員)	正規雇用労働者 (中小企業役員・従業員)	非正規雇用労働者	自営業主 (雇用的自営等)	自営業主 (伝統的自営業、士業等)	専業主婦 (正規雇用労働者の無就業配偶者)
公的医療保険	健康保険組合・協会けんぽ		国民健康保険		健康保険組合・協会けんぽ	
公的年金	基礎年金		基礎年金		基礎年金	
雇用保険	厚生年金		(注)			
雇用保険	雇用保険					
勤労性所得に対する課税	給与所得課税			事業所得課税		

(凡例) 社会保障制度については、事業主拠出、本人拠出の別に応じて以下のとおり色分けしている。ただし、雇用保険のうち労災保険部分は全額事業主負担であることに留意。

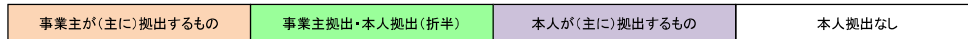
事業主拠出・本人拠出(折半)	本人拠出	本人拠出なし
----------------	------	--------

(注) 週所定労働時間が正規雇用労働者の4分の3(週30時間)以上の場合、被用者保険(医療:健康保険組合・協会けんぽ、年金:厚生年金)の被保険者となる。また、2分の1(週20時間)以上で、31日以上雇用見込みがある場合、雇用保険の被保険者となる。

老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)

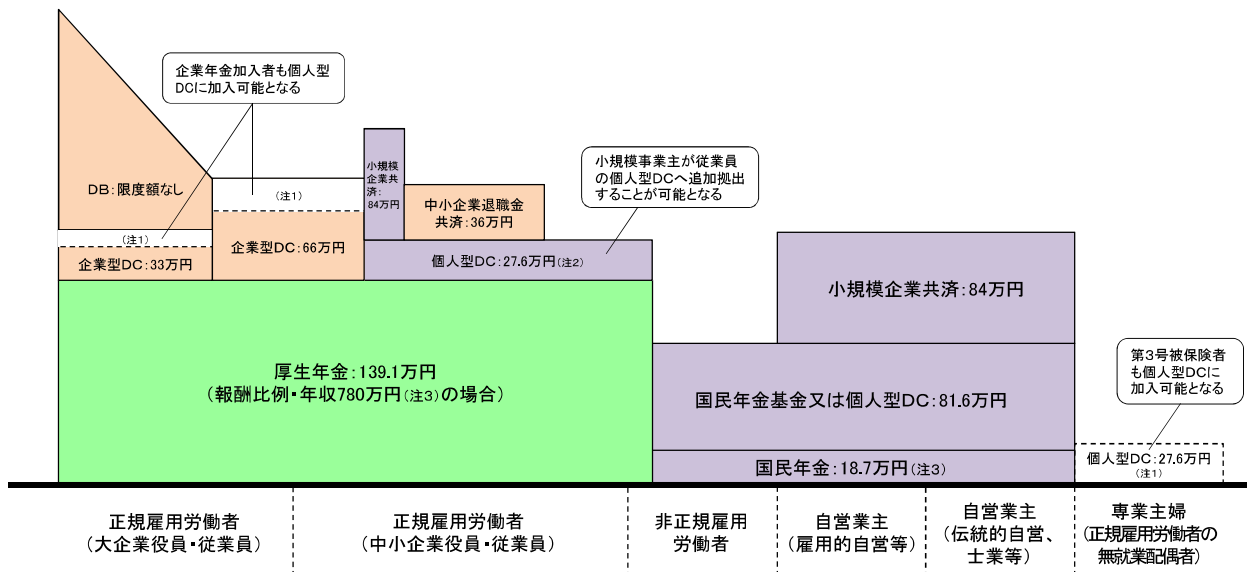


(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

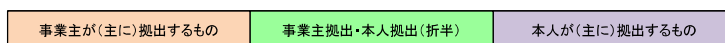


(注1) 現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。
 (注2) 現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。

公的年金、企業年金、退職金共済に係る年間拠出限度額の現状(イメージ)



(凡例) 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。



(注1) 現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。
 (注2) 現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。
 (注3) 大多数(概ね9割)の民間サラリーマンをカバーする標準給与として、企業型DCの拠出限度額を設定する際に用いられている額。なお、国民年金及び厚生年金の保険料については、平成27年度末時点の保険料・率を基にしている。